

令和8年度 岐阜県立岐阜農林高等学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条、平成29年3月14日に改定された国の基本方針を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 学校姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い必要な指導を行う。

- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動においても良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・『学校いじめ防止プログラム』を定める。
いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、「学校いじめ防止プログラム」を定める。
- ・『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定める。（「早期発見・事態対処マニュアル」の策定等）

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の名称】

「いじめ防止等対策検討会議」

【組織の構成員】

- ・学校関係者
校長、教頭、生徒支援部長、生徒支援課担当、教育相談課担当
- ・第三者
弁護士、臨床心理士、地域代表、育友会長

【組織の運営】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する。
- ・年2回（6月と2月）「いじめ防止等対策検討会議」を開催し、学校がいじめ防止に対する取組について、専門的な知識を有する第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（P D C Aサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・農業の専門性を生かした地域との連携事業やボランティア等に参加することにより、生徒に豊かな情操や道徳心を育て、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

【生徒支援部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業等に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめに関するアンケート」及び「心のアンケート」を実施し状況を把握する。
 - ※ いじめに関するアンケートを年3回（6月、10月、1月）実施し、未然防止はもとより、いじめの早期発見・早期対応に努める。
また、心のアンケートを年4回（5月、9月、11月、2月）実施して生徒の状況把握に努める。
- ・長期休業明けには教育相談旬間を設け、生徒の生活状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教職員が相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市町村福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動など、社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・「校則の見直し」には、生徒の積極的な参加を促し、生徒が自分たちの生活を正しく見直し、他者の立場を多方面から考えて結論を出していく態度を養う。「校則の見直し」の手順を『学校いじめ防止プログラム』の中に盛り込む。

【教務部】

- ・環境の変化による不適応が現れやすい長期休暇明けに教育相談を位置づける。
特に大きな変化の現れる夏季休業明けは午前授業とし、その時間を十分確保できるよう配慮する。
- ・ICTを活用した学習活動を推進する中で、著作権等の知的財産権に関する内容や、個人情報保護等について学ばせ、情報モラルの理解を深められるよう指導する。

【進路支援部】

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させるとともに、職業観、勤労観を育成する。

【特活支援部】

- ・「豊かな心をもつ自立した人間を育てるため、生徒会活動などの特別活動の活性化と充実を図り、感動と達成感のある教育を推進する。」を分掌目標に掲げ、生徒会活動、HR活動、部活動において互いに称え合い望ましい人間関係の形成を行う。
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。

- ・部活動において良好な人間関係を築かせ、お互いを高めあう活動を目指す。

【渉外部】

- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域や家庭が連携した対策を推進する。
- ・育友会役員会等でのいじめ防止に向けた研修を実施する。

【寮務部】

- ・寮生の自主自立を目指し、寮役員を中心に寮生全体で運営に参加していく意識を育成する。
- ・上級生が下級生を指導する伝統を継承し、互いに高めあう良好な人間関係を構築する。

(3) 『学校いじめ防止プログラム』、早期発見・事案対処マニュアル』の年間計画

月	行 事	取組内容と目的
4	始業式・入学式 第1回校内いじめ防止職員研修 生活安全・交通安全講話 命の大切さを学ぶ教室 教育相談（担任との二者懇談） 心理検査（クレペリン）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針に関する講話（生徒支援部長） ※ 「いじめを許さない学校づくり」としての取組等を説明する。 ・本校のいじめ防止基本方針の確認（職員会議） ※ 「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載するとともに、その内容を全校集会や育友会総会等で生徒、保護者等に説明する。 ・生活安全・交通安全に関する講話 ・交通事故遺族による講話 ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・生徒の心理を分析して指導に活かす。
5	第1回心のアンケート 性教育講話	<ul style="list-style-type: none"> ・県のアンケートを実施する。 ・性に関する講話
6	第1回いじめ防止等対策検討会議 第1回いじめに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針と具体的対応の確認 ※ 学校関係者及び第三者（外部専門家を含む）により、基本方針等本校の取組・問題対処を確認する。 ※ 「いじめ防止基本方針」を学校HPに掲載するとともに、その内容を生徒・保護者・関係機関に説明する。 ・県のアンケートを実施する。
7	第1回県いじめ実態調査(4～7月) 教育相談講話 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を県に報告 ・全校生徒を対象に、スクールカウンセラーがSOSの出し方に関する講話を行う。 ・心理検査等の有効な活用方法についての研修 ※ 外部講師を依頼し心理テストの分析結果か

	三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ら、生徒の実態を把握する。 ・家庭生活の状況を確認する。
8	教育相談旬間(担任との二者面談)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等を確認する。
9	第2回校内いじめ防止職員研修 第2回心のアンケート 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の集計結果を活用し研修する。 ・県のアンケートを実施する。 ・教育相談についての研修 ※ 外部講師を依頼し、教職員のいじめ対処に関する資質・能力の向上を図る。
10	MHR「校則の見直し」 第2回いじめに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・各HRで「校則の見直し」をテーマにして協議する。 ・県のアンケートを実施する。
11	ひびき合い活動 生徒議会「校則の見直し」 第3回心のアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・人権HR ・「校則の見直し」を通して人権を考えさせる。 ・県のアンケートを実施する。
12	第2回県いじめ実態調査(8~12月) 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を県に報告 ・家庭生活の状況を確認する。
1	教育相談旬間(担任との二者面談) 第3回校内いじめ防止職員研修 第3回いじめに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の生活状況や問題意識等を確認する。 ・冬季休業明けの生徒情報交換会を行う。 ※ 教育相談の結果集計をもとに、情報を共有する。 ・県のアンケートを実施する。
2	第4回心のアンケート 第2回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・県のアンケートを実施する。 ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ※ 今年度の取組及び調査結果から反省と課題を確認する。具体的事案への対処方法の検討等を行う。
3	第3回県いじめ実態調査(1~3月) 第4回校内いじめ防止職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を県に報告 ・今年度の反省と来年度に向けての方針 ※ 第2回いじめ防止等対策検討会議を踏まえて、全職員に「基本方針」の見直しを諮る。

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関

する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応]

- ・学校いじめ対策組織により対応する。

※学校の教職員は速やかに、いじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

[対応順序]

- ・事案発見の報告を受けたら、生徒支援部長は管理職に報告し、初動対応の指示を受ける。
- ・事実関係の確認をする。(複数教職員が関係する生徒から個別に聴取)
- ・生徒支援委員会において、具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- ・加害生徒、被害生徒と双方の保護者へ対応と指導の方針を説明する。
- ・生徒支援部長は、地域担当生徒指導主事へ連絡と経過の説明をする。
- ・被害生徒のケアを行う。(必要に応じて専門家によるケアを要請)
- ・加害生徒の指導を行う。(生育歴や家庭環境等の背景を十分に配慮)
- ・経過の見守りを行う。(当該生徒に関わる複数教職員による継続的な支援・指導)
- ・地域担当生徒指導主事へ報告書を作成する。

[問題の解消]

・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは3か月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害生徒及び保護者に対し面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該の被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ 学校いじめ対策組織に、さらに必要な第三者を加えることができる。
 - ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
 - ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解

決に取り組む。

- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告)
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

[重大事態への対応の留意点]

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・いじめ重大事態に該当する場合は、生徒・保護者が調査等を希望しない場合であっても、第三者委員会を立ち上げ、対応等の検証を必ず実施する。

4 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要な場合、または訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は大変重要な資料となる。

※保管期間 アンケートの原本等の一次資料の保存期間は卒業後5年とする。

アンケートや聴取の結果を記録した二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

※保管先 心理検査等(生徒支援部教育相談課)、迷惑調査(生徒支援部教育相談課)
進路調査等(進路支援部)

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

《参考資料》

- ※「いじめ防止 これだけは！」(平成24年9月配布 岐阜県教育委員会)
- ※「子どもの目線に立つ～学力向上に向けた授業改善のために～」

- (平成25年11月配布 岐阜県教育委員会) 参照
- ※「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」
(平成25年5月22日配布 岐阜県教育委員会学校支援課)
 - ※「生徒指導リーフ」増刊号 Leaves. 1 いじめのない学校づくり、学校いじめ防止基本方針策定Q&A (平成25年11月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 4 いじめアンケート
(平成24年6月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 7 いじめの理解
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 8 いじめの未然防止Ⅰ
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 9 いじめの未然防止Ⅱ
(平成24年9月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 10 いじめと暴力
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 11 いじめの認知件数
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「生徒指導リーフ」Leaf 12 学校と警察との連携
(平成25年1月発行 国立教育政策研究所)
 - ※「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（依頼）」
(学支第479号平成23年6月13日 岐阜県教育委員会学校支援課)
 - ※「生徒指導に関する危機対応ガイドライン」
(平成24年3月 岐阜県高等学校生徒指導研究会)
 - ※「生徒指導に関する危機対応ガイドライン」改訂版
(平成27年6月 岐阜県高等学校生徒指導研究会)
 - ※「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」
(平成29年8月22日改定)
 - ※「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年10月	一部改定
平成31年4月	一部改定
令和2年4月	一部改定
令和3年4月	一部改定
令和4年4月	一部改定
令和4年5月	一部改定
令和5年4月	一部改定

令和	6年4月	一部改定
令和	7年4月	一部改定
令和	8年4月	一部改定